

移住人03 さとう たかのり 佐藤 貴紀(1994年生)

大学の実習で1週間、鹿島神宮例祭・神幸祭に奉仕したことがきっかけで、その後の助勤や祭典の見学を通し鹿島神宮は他の神社に比べて街の方々の関係が身近であることに魅力を感じた。鹿島神宮から大学に求人の募集がないことから自らを売り込み、採用試験を突破して、神職としての道を2017年4月から鹿嶋で歩み始めた。

父親が日光東照宮で神職として奉仕していたこともあり、小学生の頃には将来なりたい職業として神職を作文でも書いていた。高校受験では國學院栃木高校に進学し、大学は國學院大學を卒業した。神職になるためには國學院大學や皇學館大学などを始め、専門の機関で神職としての知識を身につけ、神社本庁より神職としての資格※1（階位）を取得することが必要となる。鹿島神宮に奉職すると出仕（神職見習）の期間があり、現在は権禰宜として勤めている。鹿島神宮の神職は宮司・権宮司・禰宜・権禰宜・出仕の職階※2に分かれている。更に神職は神職身分※3というものもあり、6段階に分かれる。神職身分によって普段身につける袴や祭典時の装束も既定のものを身に付けなくてはならない。

生活面においては、自然豊かな日光市出身ということもあり、小さい頃から食卓には鹿の料理が並んでいたが、鹿は鹿島神宮において神様の遣いとされており、現在鹿の料理を口にすることはできない。

私が鹿嶋に来て鹿島神宮の神職として目指すところは、武甕槌大神に誠心誠意奉仕することと、鹿島神宮の伝統を後世に繋ぐ歯車としての役割を果たしたい。神職は、神様と一般の方とを取り次ぐ役割（仲執持）を担っている。人々の祈りを神様にお伝えできるよう真心を込めて年間の祭典を始め、日々の御祈祷、境内の清掃などを奉仕をしている。

地域の方とは、総代方様方をはじめ、氏子委員会・ともえ会・かなめ会などのお付き合いから、鹿嶋の人の暖かさを感じている。神社は地域の方々の支えがあった上で成り立っているものである。



宗教法人鹿島神宮(2017年4月奉職)と神職としての仕事

※1

神社本庁では、「階位検定及び授与に関する規程」により、以下の5つの階位区分がある。明階までは所定の研修を受けることにより昇進が可能である。なお、階位の名称は神道で徳目とする「浄明正直」(浄く明く正しく直く)から取られたものである。

浄階(じょうかい)

階位の最高位で、長年神道の研究に貢献した者に与えられる名誉階位。

明階(めいかい)

別表神社の宮司及び権宮司になるために必要な階位。この階位であれば、勅裁を要する伊勢神宮の大宮司以外ならどこの神社の宮司にもなる。

正階(せいはい)

別表神社の禰宜及び宮司代務者になるために必要な階位。

権正階(ごんせいはい)

一般神社の宮司及び宮司代務者、別表神社の権禰宜になるために必要な階位。

直階(ちよっかい)

一般神社の禰宜及び権禰宜になるために必要な階位。

※2

神社の規模や由緒によって異なるが、一般的には、「宮司」(ぐうじ)・「禰宜」(ねぎ)・「権禰宜」(ごんねぎ)が置かれている。原則として宮司・禰宜は各神社に1名ずつである。別表神社の一部では、宮司の下に「権宮司」(ごんぐうじ)や複数の禰宜を置いている。簡単にいえば、宮司は神社の代表者、権宮司は副代表者、禰宜は宮司の補佐役、権禰宜は一般職員である。神宮は特別で、「祭主」・「大宮司」・「少宮司」・「禰宜」・「権禰宜」・「宮掌」・「出仕」・「出仕前」を置いている。その他、権禰宜以下の神職である「宮掌」(くじょう)・「主典」(しゅてん)・「典仕」(てんじ)、神職見習いである「出仕」(しゅっし)などがあ

【別表神社】

昭和21年(1946年)2月2日の神社の国家管理の廃止に伴い、公的な社格の制度(近代社格制度)が廃止されたため、それに代わるものとして昭和23年(1948年)に定められた。社格制度廃止後は、全ての神社は対等の立場であるとされた(伊勢神宮を除く)。しかし、旧の官国幣社や一部の規模の大きな神社については、神職の進退等に関して一般神社と同じ扱いをすることと不都合があることから、「役員進退に関する規程」において特別な扱いをすることと定めている。その対象となる神社が同規程の別表に記載されていることから、「別表に掲げる神社」(別表神社)と呼ばれる。

- 別表神社は、人事の面で以下のような特別な扱いがされる。
- ・一定以上の基準に達すれば宮司の下に権宮司を置くことが認められる
 - ・宮司・権宮司は明階以上の階位を有する者でなければ任用されない(一般神社では権正階以上)
 - ・禰宜は正階以上の階位を有する者でなければ任用されない(一般神社では直階以上)
 - ・権禰宜は権正階以上の階位を有する者でなければ任用されない(一般神社では直階以上)
 - ・宮司・権宮司の在任中の身分は特級、一級・二級以上以外の者は二級とする
 - ・宮司・権宮司の任免は各都道府県の神社庁長の委任事項としない(神社本庁統理の直接任免とする)
- 当初の別表神社は旧官国幣社のみであったが、昭和26年(1951年)に「別表に掲げる神社選定に関する件」という通達が出され、官国幣社以外で新たに別表神社に加える神社の選定基準が示された。それは以下のものである。
- ・由緒・社殿・境内地などの神社に関する施設の状況・常勤の神職の数・最近3年間の経済状況・神社の活動状況・氏子崇敬者の数および分布状況

※3

神社本庁では、「神職身分に関する規程」により、**特級、一級、二級上、二級、三級、四級**という身分の区分がある。身分の選考は経歴・神社界に対する功績をもとに行われる。「神社本庁統理、神宮大宮司は特級」、「神宮少宮司は一級」、「神宮禰宜、別表神社の宮司および権宮司は二級上または二級(三級以上・正階以上)」という基準があるが、昇級は基本的に各都道府県神社庁支部への貢献度、神職としての評価、実績による。

鹿島神宮略年表

神武天皇元年(西暦紀元前660年) 神皇正統記に「鹿島」の地名が記述されている。

天智天皇御代(西暦672年) 天智天皇御代に鹿島神社の御祭神として「鹿島」の地名が記述されている。

大化(西暦645年) 中大兄皇子(天智天皇)が鹿島神社に参詣したと伝えている。

大正元年(西暦1912年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和元年(西暦1926年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和二年(西暦1927年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和四年(西暦1929年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和六年(西暦1931年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和八年(西暦1933年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和十年(西暦1935年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和十二年(西暦1937年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和十四年(西暦1939年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和十六年(西暦1941年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和十八年(西暦1943年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和二十年(西暦1945年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和二十二年(西暦1947年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和二十四年(西暦1949年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和二十六年(西暦1951年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和二十八年(西暦1953年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和三十年(西暦1955年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和三十二年(西暦1957年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和三十四年(西暦1959年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和三十六年(西暦1961年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和三十八年(西暦1963年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和四十年(西暦1965年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和四十二年(西暦1967年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和四十四年(西暦1969年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和四十六年(西暦1971年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和四十八年(西暦1973年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和五十年(西暦1975年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和五十二年(西暦1977年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和五十四年(西暦1979年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和五十六年(西暦1981年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和五十八年(西暦1983年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和六十年(西暦1985年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和六十二年(西暦1987年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和六十四年(西暦1989年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和六十六年(西暦1991年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和六十八年(西暦1993年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和七十年(西暦1995年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和七十二年(西暦1997年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和七十四年(西暦1999年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和七十六年(西暦2001年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和七十八年(西暦2003年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和八十年(西暦2005年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和八十二年(西暦2007年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和八十四年(西暦2009年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和八十六年(西暦2011年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和八十八年(西暦2013年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和九十年(西暦2015年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。

昭和九十二年(西暦2017年) 鹿島神社の境内に「鹿島」の地名が記述されている。



重要文化財
鹿島神社(西暦1911年)に奉納した神馬に付られていた鞍で戦乱が起これらぬよう祈願を籠めて奉納したと「吾妻鏡」に見えております。



重要文化財
寛永11年(1634)水戸藩初代藩主徳川頼房公の奉納。この樓門の秀麗な造りは、九州の阿蘇神社、宮崎宮とともに日本三大樓門に数えられています。



重要文化財
「梅竹舞給報」
源頼朝が建久2年(1191)に奉納した神馬に付られていた鞍で戦乱が起これらぬよう祈願を籠めて奉納したと「吾妻鏡」に見えております。



重要文化財
鹿島神社(西暦1911年)に奉納した神馬に付られていた鞍で戦乱が起これらぬよう祈願を籠めて奉納したと「吾妻鏡」に見えております。

御祭神
武甕槌大神(みづみかづりのおおみこと)

鎮座地
茨城県鹿嶋市宮中(常陸国鹿嶋郡)

社格
旧官幣大社(現別表神社)
常陸国一の宮、全国の鹿島神社の総本宮

御事
神代の昔、天照大神の命を受けた武甕槌大神は香取の経津主大神とつゆめしのおおみことともに出雲国に向かわれ国譲りを成就し、皇孫(すめみまの)國たるべき日本の建国と建設に挺身されました。とりわけ東国における神功はきわめて大きく、関東開拓の礎は深く大神にさかのぼります。

後に神武天皇はその御事征なかばにおいて思わぬ窮地に陥りましたが、大神の御霊剣(みづみかづりの)の神威により救われまじりました。この神威に感謝された天皇は御自らの御即位の年、大神を鹿島の地に勧祭されました。

皇紀元年、即ち紀元前六六〇年の頃とされています。

重要文化財
本殿、石の間、幣殿、拜殿、仮殿
当神宮の社殿はその昔伊勢の神宮のように二三十年ごとに造営が行われていましたが、現在の社殿は元和五年(一六九二)代将軍徳川秀忠公により奉納されました。

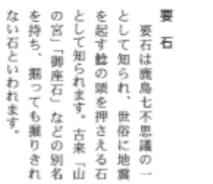
天然記念物
鹿島神宮樹叢(茨城県指定)
七十八メートル、二十一万坪の樹叢は照葉樹林の北限、フワンナ、二十の北限であり、八百種を超える植物の宝庫であり、奥参道はまさに神の森と言える荘厳な秀麗な景観です。



要石
要石は鹿島七不思議の一つとして知られ、世俗に地質を記す蛇の頭を押さえる石として知られる。古来、山(の宮)・「御座石」などの別名を持ち、踏つても振りされない石といわれます。



御手洗(みでし)
古来神職並びに参拝者の潔者の池。その水は美しく澄み絶えず滾々と流れ出る霊泉です。神代の昔、大神が天曲門で穿たれたとも、宮道の折一夜にして湧出したとも伝えられ、大人子どもにもよらず乳を過ぎずというこで不思議に驚えられていました。



大昔は当神宮の参道がこの御手洗を起点として池で身を清めながら参拝するので御手洗の名が今に残されています。